

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告ら訴訟代理人による弁論

2024年6月25日第13回 口頭弁論期日

原告が求めていること～この訴訟のいきさつ

無期限収容～2週間仮放免

水中で溺れている人に一瞬だけ空気を吸わせて、また水に沈ませるようなやり方

このやり方を許すのが原則収容主義

原告が求めていること～この訴訟のいきさつ

2人が通報したのが国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会

↓

3年にわたる収容と、その後に繰り返された収容 +
日本の入管法による収容制度そのものが
自由権規約9条1項と4項に反するとの意見

3

原告が求めていること～この訴訟のいきさつ

恣意的拘禁作業部会は、原告らへの賠償、入管法の見直しなどを求める

日本政府はこれを受け入れず

↓

裁判の提起

4

原告が求めていること～この訴訟のいきさつ

原則「收容主義」の下、入管が出してやってもよいと考える
ときだけ出せばよい、
＝入管の恣に、身体的自由という重大な人権を奪う收容
をするかしないかが決められてきた

↓

日本の入管收容制度、入管法自体が、自由権規約9
条1項、4項に反するということを明らかにする

そのためには自由権規約9条の解釈適用が不可欠

5

裁判の争点

- ①日本の入管收容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか、
- ②原告らの個別の收容が、自由権規約に違反し、違法であるか、
- ③原告らの個別の收容が違法である場合、国は賠償の責任を負うか

6

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

「合理性・必要性・比例性のない収容は、恣意的な収容に当たる」

「定期的審査のない無期限収容は恣意的な収容に当たる」

7

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

⇔被告の主張

国内の法律で手続を定めていればよい

条文以外は法的拘束力がないから好きなように解釈する

↓

このような解釈方法は許容されるか？

8

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

高田意見書（甲54）

ー日本は、条約の解釈方法を定めたウィーン条約に加入しているため、日本独自の方法で自由に解釈することはできない

ー自由権規約も、ウィーン条約法条約に従って解釈しなければならない

⇒被告は何ら反論せず

9

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

自由権規約9条が、裁判上の法規範であることは争いが無い

その解釈適用をどのように行うべきか、という検討は避けて通れない

10

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

村上意見書（甲55-2）

被告が主張する原則収容主義は、合理性、必要性、比例性を要件としない

↓

それ自体9条1項に反する

11

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

被告の主張：収容の目的は在留活動禁止

↓

トートロジー

目的が何かについての被告の主張の矛盾

12

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

9条4項

行政事件訴訟法

人身保護法

↓

いずれも9条4項の要件満たさず

13

裁判の争点①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか

近時、台湾、韓国、オーストラリアにおいて、入管収容を違法であるとした判決が相次ぐ

14

裁判の争点②原告らの個別の収容が、自由権規約に違反し、違法であるか

日本の入管法や入管収容制度自体が自由権規約 9 条に違反している以上、条約違反の法制度に基づいてなされた原告らへの個別の収容が条約違反であることは明らか

15

裁判の争点②原告らの個別の収容が、自由権規約に違反し、違法であるか

被告の主張

収容の必要性について説明なし

事実に反する主張

必要性、合理性、比例性と無関係な主張

16

裁判の争点③原告らの個別の収容が違法である場合、国は賠償の責任を負うか

9条5項に基づく義務

履行方法としては

- 9条5項の直接適用、または
 - 国賠法1条1項の条約適合的解釈
- いずれかを行わなければ9条5項違反
(松田意見書(甲56))

17

裁判の争点③原告らの個別の収容が違法である場合、国は賠償の責任を負うか

被告の主張

9条1項、4項違反が認められても賠償をしなくてよい場合がある？

なぜそれが許されるのかについては主張なし

18

まとめ

- ①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であること、
 - ②原告らの個別の収容が、自由権規約に違反し、違法であること、
 - ③原告らの個別の収容が違法である場合、国は賠償の責任を負うこと、
- いずれも明らか